

## 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成28年3月9日

住 所 北海道札幌市清田区清田一条一丁目7番23号  
氏 名 北海紙管株式会社  
代表取締役 長谷川 裕一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

秋田市長 穂 積

志



許可の年月日	平成28年3月9日	許可番号	秋田市産施 第68号
施設の種類及び 処理する産業廃棄 物の種類（当該産 業廃棄物に石綿含 有産業廃棄物が含 まれる場合は、そ の旨を含む。）	施設の種類 政令第7条第7号 廃プラスチック類の破碎施設  処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類		
設置場所	秋田県秋田市土崎港穀保町130番地1		
処理能力	9.6t/日(1.2t/時) 稼働時間8時間／日		
許可の条件			
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 · 無		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。</li><li>計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。</li><li>施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。</li></ol>		